

舞 監 第 32 号
令和4年11月25日

様

舞鶴市監査委員 小谷 繁雄

舞鶴市監査委員 瀬野 淳郎

住民監査請求に基づく監査について（通知）

令和4年10月27日に提出された住民監査請求については、合議により次のとおり決定したので通知する。

本件請求は地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断し、以下のとおり却下する。

1 請求の概要

市外出張命令書兼復命書（令和3年12月）の出張内容は、日本板硝子株式会社ほか訪問で、市長は同社取締役代表執行役社長兼CEO等とジャパンマリンユナイテッド株式会社代表取締役社長CEOと面会のため東京・横浜に出張している。

2020年1月から世界中に新型コロナウイルス感染症が広がる中、感染拡大を防ぐため会議もリモートで行うことが常識となった。よって、この東京・横浜出張もリモートで行うことができ、東京まで2名の市課長の随行をしてまで行う出張ではない。

舞鶴市から東京・横浜までの移動に係る鉄道等の費用31,870円は法第242条第1項に規定する違法又は不当な公金支出である。

2 判断に至った理由

法第242条第1項は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為があると認めるときはこれを証する書面を添え、当該地方公共団体の住民が監査を求め、当該団体が被った損害を補填するために必要な措置を請求することができる住民監査請求について規定している。

請求人の事実証明に係る提出書類において、出張に関する書類は会計課に提出されており、財務会計上の違法性は見当たらない。面会をどのように行うかは、面会者との関係や内容によるものであり、本市に工場がある企業の代表者と直接会って面会することは、公益に反するものでない。また、出張時に出張に関する制限が実施されていた事実もない。

請求人は本件請求において、コロナ禍において出張はリモートで行うことが常識で、リモートですることが可能であることから随行付きで出張すべきでないと主張している。

請求人の主張事実には、長の行為が財務会計上で著しく合理性を欠いているかなどの根拠となり得る具体的な違法性等の事実や証明書の添付がなされているとはいえない。

以上のとおり、本件請求は、法第242条に規定する住民監査請求の要件を満たさないものと判断した。